

第23回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年5月21日(水) 午後1時30分～午後2時16分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明		
5	中本 誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋			11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員(1名)

10	山下展輝						
----	------	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第88号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第89号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	主幹	新谷茂	主事	水代康成
----	------	----	-----	----	------

7. 会議の概要

事務局	(司会進行)
会長	(会長挨拶)
事務局	(司会進行)

議 長	ただいまの出席委員は12名であります。山下農業委員、善家推進委員、山本推進委員より欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第23回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。なお、清家農業委員、出口推進委員につきましては、所用のため途中で退席されます。
議 長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりいたします。各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に3番 ^{しのざき} 篠崎 ^{ひであき} 英明 委員、5番 ^{なかもと} 中本 ^{たかし} 誉 委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 ^{しのざきひであき} 篠崎英明委員より説明願います。
篠 崎 委 員	議席番号3番 篠崎です。 議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第87号 順位1番 説明】
篠 崎 委 員	5月14日に譲受人、橋本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第87号 順位1番 説明】
篠 崎 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
議 長	清家農業委員。
清 家 委 員	議席番号9番清家です。担当員から許可条件をすべて満たしていると報告もありましたし譲渡人も高齢で耕作が大変という状況を踏まえて許可することに問題はないと思いますが、現地調査というのは本人の自己申告を受けると、そして申告したとおりにやられているのか1年後、2年後の調査というのはないです。すると、その辺に問題があると考えます。そして、先日認定農業者の会長さんとお話ししましたが、「芝さん今年も草いっぱい生えて除草剤撒いてないんよ。どうするんやろ。」と心配をされていました。田んぼを植えたままの状態で耕作されていないような状況が見られます。

		今朝、私も確認に行きましたけども、草が生い茂る状況でありました。これはやっぱり許可条件の第 2 項第 4 号その辺に該当するのかなという感じはします。それから、自分のところの裏に畑がありますが新たに 500 m ² 離れたところの畑を買う必要性とか、その他考えると問題になりそうなこともあります。しかし、許可条件を満たしているという調査結果が出ておるのでかまいませんが、今回のように再調査をした場合には本人からの聞き取りだけではなくて、地域で農業をされている方とかそういう人にも意見を聞けば少し補強ができ、許可要件に対して信頼性が増すのではないかと考えます。今日ここですぐに議論をしてくださいとは言いませんけども、再調査みたいな事例があった場合には農業委員会として地域の有力な農業者とか認定農業者などにも聞かれたらどうかなと考えます。事務局、会長等検討して頂けたらと思います。以上です。
議	長	他にご意見ございませんか。
議	長	14 番谷口ですが、今清家委員が言われたとおりこの農業委員会は許可を出さなければいけない仕事ではないと思っています。今後、調査に行った人間それから地元付近の農業委員とか 14 人の皆が注意しながら指導していくとか、いろんな形で見守る。実際自分のところでは約束と違うじゃないかと声掛けもしてきた経験がありますのでなるべくそういう形でしていく方向で僕はいいかと思います。今後、いい案件がでましたので地域の方とも協議しながら許可をただ下ろすだけではなくてやっていこうかなと思います。再調査ですので今回は採決させていただきます。他にありませんか。
		(質問、意見等なし)
議	長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 8 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各	委 員	(挙手)
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議	長	順位 2 番について、 ^{しのざきひであき} 篠崎英明委員より説明願います。
篠 崎 委 員		議席番号 3 番 篠崎です。 議案第 8 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
		【議案書に基づき、議案第 8 7 号 順位 2 番 説明】
篠 崎 委 員		5 月 1 4 日に譲渡人、譲受人、橋本推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現

	地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 87 号 順位 2 番 説明】
篠 崎 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 87 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 87 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 3 番について、中本 ^{なかもと} 誉 ^{たかし} 委員より説明願います。
中 本 委 員	議席番号 5 番 中本です。 議案第 87 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 87 号 順位 3 番 説明】
中 本 委 員	5 月 14 日に譲渡人代理人、譲受人、毛利推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 87 号 順位 3 番 説明】
中 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 87 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。

	よって、議案第 8 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸 ^{ひょうどうともゆき} 委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。
議 長 (兵頭委員)	続いて日程第 3 議案第 8 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長 (兵頭委員)	順位 1 番について、谷口雄記 ^{たにぐちゆうき} 委員より説明願います。
谷 口 委 員	議案第 8 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」順位 1 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 8 8 号 順位 1 番 説明】
谷 口 委 員	5 月 1 4 日に申請人、田中推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 8 8 号 順位 1 番 説明】
谷 口 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願いします。
議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
議 長 (芝 委 員)	芝推進委員。
芝 委 員	はい。推進委員の芝です。この案件新規に建てられるのではなくてすでに建っている建物が要するに農地に建てたというところで、この方の申請によると所有権移転を平成 23 年 12 月 28 日にされています。当然その時にここが農地であると確認できたと思います。それが 12 年経って始末書まで付けて出されるというのは何年か経ったらこういうやり方ができるんですか。そこだけ教えてください。
事 務 局	何年か経ったらこういうやり方ができるという決まりはありません。
芝 委 員	始末書 1 枚でおるのであれば他にも結構あると思うんだけど紹介してあげた方がいいんじゃないですかね。
議 長 (兵頭委員)	農業委員ならよく知っているんですが一般の人は建物建てたりとかしたときに気が付かない人がいるんですよ。結局農地に建てても全然知らない言うんですよ。知らない言うのが罪にならないとは言いますけども一般の農業委員はここは農地だから建物はいかに農業経営のための建物やった

	らある程度構わない。そういうのがずっと続いとったりして何十年も建物が建っていたとかそういうのと同じ案件じゃないですか。
芝 委 員	私はそういうのよくわからないんですけども。ここに出てくる始末書の中身読むと自分が相続した時にその土地が農地じゃないのは分かっているんですよ。しかも、昔は例えば今は建てて建ったりするんでそういうことがあるんやろうけど昔は自己資金で建てれば勝手に農地やなんやら建てた人もおられますんでそれはじっと農業委員会は指をくわえて見よったというわけですよ。その意味があるのかなと思って。
谷 口 委 員	指をくわえてじゃなくて申告がなければ分からないと思います。
芝 委 員	建物でも売られんるんならしたらええけどそういう理由じゃない住み続けたいという理由なのでわざわざ不細工言うたらおかしいけどする必要があるんですかそれだけです。
議 長 (兵頭委員)	わかりました。もうこれは芝さんうっかりミスいうぐらいで一般の人たちのなんとかこれは了承してもらわんといかんのじゃないですか。
芝 委 員	私が許可する関係ないのでそういうのがとおるんですかということです。
議 長 (兵頭委員)	本当は法律的にはいかんと思いますけど、そこまで細かく一般の人が分かる言うのはなかなかないかと思いますが。やっぱ農業委員がそこにおってここはおかしいんじゃないかという指摘が町の方から指摘があったら分かると思いますけど普通の人はなかなか。
芝 委 員	さっきの清家さん愛治の件言われとったけど実はうちらも去年からひっくりめて土地の売買した人がおるんやけどねもともと農業する言うて買ったのに一部農業していない部分も出てくるんですよ。そういうのはどうなんですか。一回許可したら後は知らん顔か言うそういうのが多いんじゃないですか。そういうとどこまで審査するか効率化要件から見たら無理ですよ。言葉では言うけど実際に何作るんですか米作るんですか野菜の何作るんですか詳しい具体的な計画でも出していただかなかったら耕作はできんと思うんですけど。今の様式にはそういうのが抜けとんじゃないですか。逃げ道で結局農地をあっちこっちへ使われるんじゃないですか。この質問投げかけなのでそこら辺もう少し検討して頂いたらいいと思います。
谷 口 委 員	谷口なんですが、こういう案件は今、職務代理が言われてとおり僕が農業委員になった当時からずっとそういう案件途中で気が付く相続とかしたときに初めて気が付いてその時に是正もらいう形で作っているんでそれは今回出ている案件についても同じだと思うし先ほど言われたように 3 条なら 3 条で農地買い取ってそれから農業しますよと言われるのは前から言うんですがその時に調査した人がその人を信頼してその人が自己申告してもろたことを信頼してやっていくしかないきちっと細かいとこまで調査してそれを実際できるかできんか言うたらできないこともあると思うんで、その時の現状でやっていく本人の意思を尊重しながらやっていかんか

	ったら先ほど清家さんが言われたとおりそれがやらないようやったら農業委員自体、推進委員自体がやっぱり注意しながら農業やってくださいよそのために僕らは総会開いて許可してんですよという指導もしていかないかん仕事が出てくると思います。その点は理解しながらの採決というかしていただかないとなかなか角ばったものの隅まで追求しよったら総会自体がなかなか難しいなと思って僕は考えてますが。どうでしょうか。
議長 (兵頭委員)	そういうことでなかなか最後の最後まで現場を見る言うのは農業委員も変われますしそこまで追及できないと思いますので町としてもなかなか何年後も分かりにくいと思いますのでそれはそれなりで見てもらわないと農業委員に罰則の規定はありませんもうそこはそれなりの気持で見てもらわないとなかなかできんとおもうのですが結局それまでにやりよった農業委員に責任を持たすようになりますからね。そこまではできませんよ芝さん。
芝委員	責任取れと言いはるわけではないですが、ルール上どうなっているのですかという話なんです。今回出てきた案件がもうすでに登記を受けて12年経っているわけですね。その間ほっておいて例えば他に家を建てるとかなら話は別なんやけど建っているところだけの修正だけなんです。それが例えば、県の方は何年以上たったらかまいませんよとかいう始末書つけてもらって出してもらったら通しますよとかがあるんならやけどそれが無いと言われたので。
谷口委員	ないですそれは。
芝委員	絶対ないんですね。
谷口委員	分かった時点で本来なら出してもらうのが筋。実際問題12年前にできてなくて今回、申請者の代理人と現地確認してそういう意味での申請なんじゃないかなと想像しとるんですが。本人はちょっと体調崩されておられるみたいで妹さん2人が来られての立会やったので昔のことまでは僕らも調査はしなかったんです。ただ、これからもそういう案件というのは出てくるし、きれいな形言うたら表現悪いんやけどきれいな形で家が建っているいう形の気が付いたところから是正していかないかんと思うし、それには本人の申請それから農業委員もあそこの農地は田やったんやけどという形でのなかなか聞きづらいと思うけどそういう形になってくるんじゃないですかね。あんまり追及しよったらですよ。
芝委員	追求よりもそういうことに対する罰則規定がないんですね。
谷口委員	今までの経験上始末書で処理しています。始末書と出てきた申請の形で。
芝委員	わかりました。
議長 (兵頭委員)	よろしいですか、芝さん。

芝 委 員	はい。
山 本 委 員	すみません。議席番号 2 番山本です。今のお話なんですけど本人から申請がないと確認しようがないと言われましたけれど農業委員会の業務じゃないんですけど指導のあれとして確認する方法はあるんです。例えばですね私の勘違いかもしれませんが、課税課とですね電算上のリンクさせているデータ課税課にも 100 番なら 100 番、農業委員会にも 100 番なら 100 番の土地がありますよね。課税課言うのはその上に家等が建てれば例えば農地から宅地、雑種地地目が変更すればですね課税上登記地目は関係なしに現況地目で課税しますので税務課は。ほんで今の時代ですけん地番図あります。3 年に 1 回の航空写真あります。ほしたら地番の上に航空写真乗せます。パソコン上で出ますのでほしたら家の敷地にあったところに何番何番って全部出るわけです。ほんでちょっと骨かもしれませんが、その辺を農業委員会が定期的にですね例えば 3 年に 1 回とか航空写真に合わせてですねその辺を確認したら実際転用を出さないといけないのにそのままほったらかしてる現況宅地になっているとこのような始末書みたいなそういうのが把握しようと思えば割と簡単にできます。あるところの農業委員会で農業委員会の本来の業務じゃないんかもしれないんですけど指導の立場としてそういうことをやっている組織もありますので私知ってますのでほんで今言うことじゃないんですけど確認の方法はいくらでもあります。ちょっと参考です。
谷 口 委 員	14 番谷口です。それはわかるんですよ。ただ、事例としてあげたいんですけど例えば、家を建てて農地のまんまで家が建っていて始末書付ける。じゃあお墓はどうなのかということになってそういったところを迫及していったら農地にお墓建てているところは莫大に鬼北町にあるんですよ。農業委員会がそこまで迫及していきよったら何もできなくなってくる見て見ぬふりしているところも会長の言う言葉ではないかもだけどそうやって目をつぶっているところもありますのでそこはさっき言ったように間違いが分かった時点で速やかに転用の許可を取ってもらうそういう形の指導をしていくしか方法がないのではないかなと私自身は考えております。
議 長 (兵頭委員)	いいですか。過去の過ちを始末書 1 枚といえ簡単になりますけど出してもらっただけ善意とみて農業委員会としては認めなしようがないんじゃないでしょうか。私の意見として。
山 本 委 員	2 番山本です。それでいいんですよ。ただ先ほどに本人の申請がないと確認のしようがないという発言されたので確認方法は農業委員会がやろうと思えば税務課とタイアップしてデータをリンクしていくらでも転用漏れは把握できますよ私は言いたかったんです。
議 長 (兵頭委員)	そういうことでご意見ありましたけれど採決いたします。 議案第 88 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位

	1 番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長 (兵頭委員)	続いて日程第 4 議案第 8 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 8 9 号 順位 1 番から 3 6 番まで説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位 1 番から 3 6 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
西 川 委 員	今ほど読み上げの備考欄がですねほとんど使用貸借権と言われていたと思うのですが賃借権で間違いないですか。
事 務 局	そうですね、すみません。
議 長	他にありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 8 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」順位 1 から 3 6 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」順位 1 番から 3 6 番は原案のとおり決定させていただきます。

議	長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議	長	以上で第２３回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
		議事録署名委員
		３番
		５番